

柔道整復師

〔整骨院
接骨院〕

鍼灸師

〔はり・きゅう〕

マッサージの正しいかかり方

整骨院・接骨院で受ける施術には、国保や職場の健康保険などが適用される場合と適用されない場合があります。また、はり・きゅう・マッサージに保険の適用を受けるには医師の同意書が必要です。保険適用が認められない場合は、全額自己負担となりますので十分な注意が必要です。

柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかるとき

柔道整復師とは？

接骨院や整骨院などで施術を行うのが、柔道整復師です。柔道整復師の「施術」とは、医師の「治療」に当たるものですが、エックス線検査や外科的手術、薬剤投与などの**医療行為を施すことはできません**。また、柔道整復師による施術で、国保や健康保険などの医療保険が使えるのは、一定の条件を満たす場合に限りされていますのでご注意ください。

○ 保険が適用されるもの

仕事中や通勤時以外の、**急性または亜急性(急性に準ずる)の外傷性傷病**の場合は、保険が適用されます。

- 打撲・ねんざ
 - 挫傷(肉離れ等)
 - 骨折・脱臼の応急処置
- ※緊急時の応急処置以外は医師の同意が必要です。



✕ 保険が適用されないもの

次のようなケースでは、保険が適用されません。施術費用は、**全額自己負担**となります。

- 日常生活における疲れや肩こり
- スポーツなどによる肉体疲労
- 神経痛、リウマチ、慢性関節炎
- 加齢による腰痛や五十肩の痛み
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 仕事中や通勤途上の負傷 → 労災保険の対象となります



柔道整復師にかかるときは、次のことに注意しましょう!

負傷の原因を正しく伝えましょう



負傷の原因を正しく伝えてください。外傷以外が原因の場合は、保険を使うことはできません。また、交通事故などの第三者行為の場合には、必ず保険者(国保や健保組合等)へ連絡をしてください。

医療機関との重複受診はできません



同一の負傷について、同時期に柔道整復師と医師に重複してかかることはできません。ただし、負傷の状態を確認するために医師の検査を受けることは可能です。

施術が長引くときは、医師の診断を受けましょう



柔道整復師の施術を受けても、なかなか症状が改善しない場合には、内科的要因が関わっている可能性もあります。施術が長引く場合には、医師の診断を受けるようにしましょう。

宮崎市役所 国保年金課
☎ 21-1745